

中国における減価償却基金管理の問題

藤田, 昌也

<https://doi.org/10.15017/4475329>

出版情報：経済學研究. 48 (3/4), pp.159-168, 1983-07-10. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：

中国における減価償却基金管理の問題

藤 田 昌 也

南京化学工業会社の硫酸生産工場の調査にもとづく報告¹⁾から、中国の企業が直面している固定資産管理の問題点をまず摘出することから始めたい。

この南化会社は、窒素肥料工場であるが、ここで取上げられているのは、そのうちの硫酸工場である。この硫酸工場は、全部で4つの生産系統よりなり、最も古いものは、1937年に建設されたもの、最新のものでも、1956年に建設されたもので、年生産量は約35万トンで、第1次・第2次5カ年計画の期間中の、いわば全国の硫酸生産量が、さほど多くない時期には、この工場は、生産量からみて全国的に大きな影響もっていたという。

ところがこの工場は最近解決が困難な問題に直面しているという。というのは利潤が年々減少し、1965年の上納利潤は2,829万元、1980年は833万元で、71%も減少したという。なぜこのように大幅に利潤が減少したかということ、その原因の1つは、原料価格の上昇で、硫鉄鉱が1トン当たり、12元上昇したこと、品質低下のため、原料石の含硫率が42%から30%に下降したことにある。このような原料の価格の上昇と品質低下とは別に、もう1つの原因は現場の経費と企業管理費の増加であった。この2つの原因によって、1トンあたりの原価は1981年の上半期においては、1980年の同期とくらべて、10元以上も上がり、30万トン以上を生産する硫酸工場についていえば1年で利潤が300万元以上減少することになった。

しかるに現場の経費と企業管理費の増加は、大・中

・小の様々な修理費の増加と廃棄物処理費の増加によるのであるが、その経費増加の背景は減価償却基金の使用の問題が関連しているという²⁾。すなわちこの南化会社の減価償却基金の回収及び使用についての資料は以下の通りである。

(1) この現場の投資累計額は、2,449万元。設備の耐用年数の平均は22年として、年間償却率は、4.5%となり、1981年6月末までで、固定資産の実質価値は、すでにマイナスとなっており、しかもさらに93万元を収入している。そして現在もひきつづいて、4.5%の率にもとづいて償却回収を行っている³⁾。

(2) 固定資産の償却基金は、1970年以前には、企業は基金の全部を化工部に上納していた。1970年以後、企業は江蘇省の指導の下におかれ、固定資産償却基金の使用もかわった。1971年から1975年の間では、償却基金は省に30%上納、企業留保は70%、1976年には、省に60%上納、企業に40%留保、1977年には、何回かの改訂ののち省に50%上納、企業に50%留保という比率になっている。そして30年間、企業に留保された基金の合計は約700万元である。

(3) 統計によると1959年から1979年までの20年間に、技術革新改造と設備更新項目は18項目であり、その資金は210万元であり、毎年平均20万元であった。

以上これらのことから、固定資産の減価償却は、すでに完了し、そして償却基金のうち、企業に留保されたものは3分の1にもみたく、さらに企業が更新改造

2) 劉雪初、前掲書、32～33頁。

3) わが国ではありえないことであるが、固定資産が耐用年数をすぎて使用される場合、規定によれば、減価償却も継続され、その結果、固定資産の純価値は負となる例は、中国では、他にも例がある。(参考、凌雲岐「対現行固定資産折旧率の初探」(『上海會計』1981年第4期20頁)

1) 劉雪初「固定資産折旧基金的提取與使用問題—南化公司硫酸生産情况的調査—」『經濟研究』1982年第2期

を行うのは、企業に留保したものの3分の1にもなっていない。したがって固定資産の減価償却基金の全額が現物補填に用いられても、減価償却基金の約10分の1に相当するにすぎないということである。そしてその結果次のような問題が生じた。

1つは生産設備が陳腐化し、更新を急がなければならないのに、資金源がないということである。この南化公司のこの現場の設備324台中、“滞病運行”さえ困難なものが165台、主として停止している設備は、46台である。また耐用年数が過ぎて、“超期服役”のものが多くあり、20年以上超期のものは3台、15年～18年超期のものは5台、10～13年超期のものが6台という。しかも十分に継続使用できる機械設備であるならば、超期服役も差支えないが、実際には、生産の妨げとなっていて、とりわけ修理費用の増大が著しいという。1966年には、大中小の夫々の修理費用合計は126万元、1977年は、150万元余り、1979年には235万元にまで増大し、1977年から1980年までの4年間の修理費の累計額は、726万元にものぼり、固定資産総額の実に3分の1にも達するというのである。

もう1つは熱エネルギーの浪費である。1トンの硫酸を生産する際、1トンの蒸気が発生するので硫酸を生産する事業単位は、これを利用して廃熱発電を行ない、電力を自給している。しかしこの南化公司の工場は、35万トンの硫酸を生産するので、35万トンの蒸気があり、それは石炭に換算すれば、35,000トンにも相当するというのに、資金がないため、廃熱利用の設備もなく、エネルギーは浪費されている。更に資金がないため、依然として古い方法で作業しているので、工場廃水が生じ、廃液を長江に流している。このため罰則をうけ、1トンあたりの原価が約3元上昇しているという。

南化公司の窒素肥料工場の以上のような状況から、劉雪初は、注意すべき、そしてまた研究すべき点として次のことを提起するのである。

まず第1は償却率の決定の問題である。南化公司の窒素肥料硫酸工場の減価償却は設備の使用年限を基礎

としており、そしてその使用年限は、20年あるいは25年とし、平均22年と定めてある。この年数はほぼ実際と符合している。しかし化学工業では腐蝕がひどいため、償却率は他の企業よりも高くすべきである。償却率を上げず、したがって使用年数が長いままにしておくと、修理によって生産を継続することができる、とはいえ、修理費用が増加することになり、その結果、生産物原価を高くすることになる。もし設備が適時に更新され、新技術が採用されるならば、修理費用は減少し、生産性が高められ、原価も下がるのではないかと、彼は提起するのである。

第2に、固定資産の償却基金は、国家の統一支配に帰すべきか、それとも企業が直接掌握すべきかどうかについてである。まさに上記の南化公司のきびしい状況は、企業に償却基金を直接掌握させて、企業の必要にもとづいて更新を行わなかった結果であると断ずるのである。したがってかかる事態をさけるには、企業に直接償却基金を支配掌握させるべきであり、しかもその場合、資金の有償占用制を採用すべきであると説くのである。

第3は、償却基金をいかに使用するかの問題である。現在は償却基金の一部は国家に上納し、一部は企業に留保されるが、更新に際しては1万元を越えるものは必ず、上級機関に報告して、批准を得なければならない。1万元以下のものについてのみ、自ら決定することができる。しかるにこの規定の目的は、償却基金が不正に使用されることを防止することにあるのではなく、むしろ償却基金を更新以外の別の目的に使用するためのものであるという。そのため批准の手續が煩雑で、上下に往復しなければならず、その間、多くの時間を費すので、わずかなことでも時間どうりに、完成することができない。いかなる設備を要するのか、更新を要するのかどうかは、むしろ現場の労働者と幹部が最も知っているのであり、もっとも発言権がなければならないはずである。そのことで乱費、浪費の恐れがあるかもしれないが、経済自主権を確立し、経済責任制を実行して、償却基金の使用についても、権限を企業に移行しても、資金を浪費することはないであ

ろうと説いている⁴⁾。

この南化公司を例にして劉雪初の提起する問題は、固定資産の陳腐化の現状を指摘する論者であれば、必ず論ずる問題であり、かかる意味において、劉雪初氏の問題提起は、南京の一工場の例とはいえ、中国の一般的な状況を象徴しているといえよう。要するに、陳腐化した固定資産の更新を、いかにするのか、という一言で集約することができる。そしてそのために、劉雪初氏が提起するものは、1つは、化学工業という特殊性があるとはいえ、現行の償却率が実情とくらべて低いのではないかということ、2つには、償却基金の国あるいは上級主管部門への上納を廃止して、そのかわり全額当該企業の管理に委ね、有償占用制を前提として、銀行の預金、貸付けを利用すべきであるということ。3つには、いまの問題とも関わるが、企業自主権を確立することによって、更新改造の権限そのものも又、企業に委ねるべきであるということである。

以下これらの点について、他の例とも関連させて検討し、中国における固定資産管理の問題が、どこに在るのか、手探りで、考察を試みたい。

二

まず償却率の問題をみてみよう。劉雪初氏は固定資産の耐用年数は、一般的には長くはないが、化学工業の場合についてはとくに腐蝕を考慮すべきであり、かかる意味で現行の耐用年数は長いという旨をのべているが、彼の主旨自体については一応別としても、一般に中国の工業における償却率は低いと指摘する論者は多い。

現行の償却率は、1951年の、中央財政経済委員会の清産核資法令にもとづいて、ソ連をまねて決定したものとされている。ある論者によれば、当時はその償却年数も、ほぼ実際と符合していたものであるが、30年間の建設を経て、技術と生産力の水準が比輕の大きく発展するにつれて、もとの償却率は、ますます実際とはあわなくなり、多くの企業についてみても、固定資産

の更新の期間は、明らかに長くなり、科学技術の進歩を促進し、労働生産性を高めるには、不利になったという⁵⁾。その1例として、「現在〔中国の〕一般企業の基本償却率は、100分の3前後であり、鞍山鉄鋼所の償却率は、100分の2.92にすぎず、34年たつて設備のもとの価値が回収されることができる⁶⁾」とのべ、その使用年数の長すぎることを指摘する者もある。さらに別の例として、次のような指摘もある。「この〔中国の減価償却〕制度の不合理的は、まず償却期間が長すぎることである。我々の償却期間は一般に25年から30年余りである。この規定は我々の技術設備の経済価値は、2、30年経過したのち、完全になくなってしまふことを意味する。すなわちこの制度は政治経済学者のいう実物磨損（あるいは有形磨損）だけを考慮し、精神磨損（あるいは無形損耗）を考慮していない⁷⁾」

つまり無形損耗も考慮して償却期間を検討し、償却率を高めるべきであるという主張である。だがいずれにしろ、上の2例には中国の償却率は低すぎるという共通した認識があるといえる。かかる主張は、無形損耗を取扱う論者においても共通している。だが果して償却率は低すぎるのであろうか？ というのは、たとえば「全国の国営企業の平均償却率は100分の3.6、償却期間は、平均27年である⁸⁾」ということをもつて償却期間は、長くはないという論拠としてのべる論者もあるからである。そこで次のような調査報告があるので、若干長きに失するが、引用して紹介したい。

- 5) 王洪、「談談固定資産折旧率」『復印刊資料工業經濟』（中国人民大学書報資料社）1981-12、22頁。
- 6) 李滔、「設備修理和更新問題初探」『紅旗』1979年、第12期、22頁。
- 7) 孫冶方、「從必須改革“復制古董，凍結技術進步”的設備管理制度談起」『紅旗』1979年、第6期、25頁。
- 8) 梁文森・田江海、「应当逐步提高折旧率」『人民日報』1979年10月15日。なお、両氏によれば、統一的償却率の制度は1952年となっている。又、許毅によれば、やはり1952年に、固定資産再評価が行われ、統一償却率が制定されたとなっている。（参考、許毅、「談談固定資産折旧率」『會計』1964年、第6期、5頁）

4) 劉雪初、前掲書、34～36頁。

すなわち、中国の「1978年の会計決算統計によると、工業企業の固定資産の平均償却率は4.1%となり、償却年数は24年となる（固定資産の残存価値は控除していないが、控除すると償却年数は24年にはならない）。この償却率は機器設備と家屋建物を含んだ総合償却率である。そのうち建物の部分は固定資産総額の37%をしめるので、もしその償却年数を50年として計算すれば、この部分の固定資産の償却率は2%となり、家屋建物を除くと機械設備の部分は固定資産の63%をしめ、償却率は5.4%となり、平均償却年数は18年6カ月となる。

ところがアメリカのビジネス・ウィークリーの報道によると、調査した1,600の会社及び工場において、各種の設備の平均の実際の使用年数は、17年となり、又別の資料を参考にしても、実際の使用年数は約15年である。したがって、わが国の償却年数と西側資本主義国の実際の使用年数との差はそれ程大きいとはいえない。アメリカの場合、償却年数と使用年数とが離れているだけであり、中国においては、二つの年数が一致しているにすぎない⁹⁾。

また上海市を例にとった次のような計算もある。すなわち、「外国と対比するには、我国の総合償却率を家屋建築物の減価償却と機械の減価償却の2つの部分に分解すべきである。上海市の固定資産の有機的構成からみて、家屋建築物は10分の3を占め、機械設備は10分の7を占める。我々が家屋建築物の平均償却年数を40年として計算し、機械設備の償却年数が、7.6年、10年、12年、14年、15年、16年、17年、18年、19年、20年、21年と仮定する。総合償却率は表の末欄の数となる。

全国の固定資産の償却率は、77~78年では4.2%と了解されており、〔次の表の〕最後の行の数値に近似していて、機械設備の使用年数は21年である。80年の上海市の償却率は、4.54%となり、設備の使用年数は19年に若干足りない。もし機械設備の使用年数を17年と計算しなすと、アメリカの実際の使用年数

番号	家屋建築物 償却年数	機械設備の 償却年数	総合償却率
1	40年	7.6年	10%
2	〃	10年	7.75%
3	〃	12年	6.58%
4	〃	14年	5.75%
5	〃	15年	5.42%
6	〃	16年	5.125%
7	〃	17年	4.87%
8	〃	18年	4.635%
9	〃	19年	4.434%
10	〃	20年	4.25%
11	〃	21年	4.08%

17.5年よりも低く、総合償却率は4.87%となり、全国水準4.10%とくらべて、0.77%だけ異なり、償却率を7~8%まで高めるべきであるという意見は、詳細な計算をしないものであることがわかる。当然上の計算は概算であって、異った部門、異った機械設備、異った生産条件については、実際の状況と符合する償却年数を制定すべきことは理の当然である。¹⁰⁾

同じような計算は別のところでも見ることができ¹¹⁾。

このように中国における固定資産の減価償却率が低すぎるという批判は、必ずしも当を得たものではなく、先進資本主義国と比べてすら決して低いというものではないと理解することができよう。しかし中国における償却率が高いとか、あるいは低いとか評価する場合、次のことは指摘しておかないと、錯覚を起こすこともある。すなわち、中国の現行の減価償却は上でみたように総合償却であるということである。

もともと50年代の半ば頃には、各種の固定資産について、明確な償却率の規定があったが、「会計工作に“左”の傾向が発展するにつれて、計算工作は、日まに煩雑になり、個別の固定資産の償却年数にもとづいて、減価償却をすることは、煩雑な哲学といわれ、固定資産は総合償却率によって、減価償却をする¹²⁾」ということになった。しかし総合償却率を採用

9) 柳標・田椿生、「關於我国固定資産折旧的幾箇問題」『経済研究』1980年、第9期、62~63頁。

10) 沈如琛、「試論我国的固定資産折旧率年限應該怎樣確定」『上海會計』1982年第2期。

11) 胡静・王誠堯、「当前老企業革新改造中的矛盾和解決途徑」『中国財政問題』(天津, 1981年)。

中国における減価償却基金管理の問題

しはじめた頃は、個別償却率にもとづいて計算していたので、実際の状況と比較的近似していたが、時間が経過するにつれて、実際の状況とかけ離れていった。かけ離れていった理由の1つには、総合償却¹³⁾というものは、耐用年数の異なる家屋、建物、機械設備等を統一して、1つの率で計算するので、10幾年かすぎると、固定資産の構成も変化して、自然と不一致を生ずるとのこと、もう1つは、「各地区、各系統の総合償却率の推定の方法は異なり、ある場合には1企業で1つの率、ある場合には、1つの産業で1つの率といったことがある」だけではなく、「利潤率が低ければ、一般的低い償却率で減価償却を行う」¹⁴⁾ということもあるからである。さらに、総合償却率を採用することだけで、「ある固定資産は虚構的に“超期使用”というように現われるし、ある固定資産は虚構的に、“早期更新”として現れ、したがって減価償却から、固定資産の損耗を正確に計算するという作用を失わせ、固定資産の管理の状況を考慮して、反映するという作用を失わせしめる」¹⁵⁾という現象をもたらすため、個別的には償却率が低すぎるといった現象や、虚構的に、“超期服務”が現われることも否定できないからである。

しかしながら、中国の現行の減価償却率が高いか、低いかを判断する場合、一応、さきの計算を信頼して、総合償却率からみるかぎり、必ずしも低いと断定することはむずかしいといえよう。

ところで、償却率を高めるという主張とも関連しているのであるが、中国において陳腐化した固定資産の更新が困難な理由の1つとして、いままで償却率の低さとともに、冒頭の南化公司の例でみたように、更新資金の不足がしばしば指摘される。たとえば次のような指摘である。「1978年中央主管部門の集中した企業の減価償却費の大部分は、基本建設に用いられ、地方

の主管部門の掌握した更新改造資金は、見積りでは3分の1が基本建設に用いられた。上級機関が安配する基本建設の赤字が大きくて、企業の留保していた減価償却の一部を流用して基本建設の赤字を補填した。これ以外に、ある地方では企業の償却費を道路の維持、修理、人防工程、宿舍の建設、工業調整費の分野に用いられた。本当に企業の固定資産の更新に用いられる部分は、若干の地区の調査によれば、大体減価償却総額の3分の1をしめるにすぎない」¹⁶⁾。その主たる原因は、中央、主管部門、及び企業の間で減価償却基金の分配比率にあって、企業に留保される部分が、少ないことにある。つまり「現行制度では、企業（県立の企業は含まない）が回収する減価償却基金は“2対3対5”にしたがって分配される。すなわち中央は100分の30を集中し、地方は100分の20を集中し、企業には100分の50が留保される。しかし實際上企業には100分の50もない。というのは企業に留保する100分の50の中には、主管部門がしばしば、さらに100分の20ないし30を集中し、あるものは、一部を抽出して上級機関が用途を指定して赤字を補填させる。このように企業が実際に使用する償却基金は多くない。」¹⁷⁾

まさしく減価償却基金は、更新以外の用途に流用されているのであって、その用途は、もとより基本建設が最も多く、基本建設の予算の不足分を補う役割を担わされている。さらに道路の維持修理、商業ステーションの建設、学校の開設等に流用されていて、実際に更新に使用されるのは、100分の20ないし30であるともいう。したがって更新改造のためには、先の償却率の問題とも関わるが、償却率を高めて、更新資金を確保しなければならないという主張も出てきてもおかしくない背景があるのである。

では、更新改造資金は実際に不足しているのであ

12) 沈如琛、前掲書、32頁。

13) 沈如琛、前掲書、32頁。

14) 沈如琛、前掲書、32～33頁。

15) 俞文青、「固定資産核算和管理方面的若干問題」『上海會計』1981年増刊1、9頁。

16) 劉国良、「改革固定資産折旧制度必須從我国實際狀況出發」『論財政制度改革—第四次全國財政理論討論會論文選一』（中国財政学会編、北京、1981年）154頁。

17) 劉国良、前掲書、153頁。

18) 田江海・梁文森、「基本折旧基金應首先保証固定資産的更新」『經濟管理』1979年第2期、52頁。

うか？次のような反証の分析があるので紹介しておく。すなわち、

「現在国家の各項の措施支出と企業の設定する償却基金は毎年10億元であり、それは銀行に預金されて支出されない。たとえば全国の工業が回収する償却基金は、銀行の累計残高が、当年の償却基金総額に占める比率は、1976年で57%以上、1977年で60.8%、1978年で47.3%、また1978年、上海市建設銀行が管理する1928の措施項目、投資支出は、3.87億元、年末まで1.83億元を使っただけで、総額の53%にあたる額が支出されていない。1979年の管理する各種の措施支出は、9月末までに合計5億元が余った。資金はすべて確実にある。しかし実際の出費は1.65億元にすぎず、〔予定〕支出金の3分の1を占めるにすぎず、年末まで多くとも半分支出されるにすぎないと予想される。また1979年に手続きがなされた各種の貸付は、そのうち9項目の貸付金7.25億元は、9月末まで9,800万元を使用されたにとどまり、貸付の残額は、6.29億元にも達し、年末まで3分の1を使用しないと見積ることができる。さらに上海市工業企業が留保している償却基金は、1978年末まで累計残高は、6億元に達し、そのうち人民銀行に預けてある使用可能な資金は3億元に近い。現在大幅に償却率をあげ、大量に改造資金を増加すべきであろうか？」¹⁹⁾

その他減価償却率を高めるべきであるという主張にたいする批判としては、加速度償却〔快速折旧〕を検討した議論があるが、この議論のなかでのべている見方がおもしろいので紹介する。すなわち加速度償却を採用すれば、蓄積と消費の比率のバランスを破壊するのではないかという見方である。現在全人民所有制の企業の固定資産は、3,200億元であるから、もし5%償却率をあげると、償却金としての収入は160億元になる。蓄積が国家収入に占める比率を25%とすると、現在この160億元は、120億元の消費にまわっているはずである。しかるに償却率をあげるとこの160億元のすべてが、更新改造に使用されることとなり、蓄積が国家収入に占める比率も相対的上昇する。ところが

19) 胡静・王誠堯, 前掲書, 556~557頁。

第1次5カ年計画のときにはそれが24%で、〔その比率で〕比例関係は調和し、経済状況もよかった。しかるに第2次5カ年計画のときには、40%となり、結果的には比例関係の調和が崩れてしまった。したがって償却率を高めることで蓄積比率が上がり、そのことによって国民経済のバランスが崩れる恐れがある。第2には、全人民所有制の企業の固定資産は3,200億元であるから、償却率を1%あげると、32億元増加することになる。これをすべて更新改造にまわすと、物資不足の可能性が出てくる。第3に、固定資産の多い企業と少ない企業での資金の保有量の偏在が、償却率を高めることによって一層倍加されるのではないかということ。第4に償却率をあげて、耐用年数を短縮すれば早期廃棄を促すことになるが、このことは浪費を生み出すことではないのか、というのはまだ中国は設備の生産水準が低いので、利用できるものは利用すべきである。第5には、加速度償却をしなければ技術科学が発展しないというものでもない。²⁰⁾

かくて償却率をあげるという主張に対しては、必ずしも中国の工業企業の固定資産の償却率は、他の国とくらべて低くないということ、また更新改造資金の確保のために償却率をあげるという主張にたいしても、必ずしも、更新改造資金は不足していないばかりか、むしろ余剰さえあるという主張が存することを見た。また最適バランスの比率の根拠は不明ではあるが、経験的に、蓄積と消費のバランスの観点から、償却率を高めることに反対する論者の意見もみえてきた。しかしこれらのことを念頭において、現在償却率を高める必要はないという結論を一応得ることができるにしても、他方で、やはり陳腐化した老設備が現にあって、更新改造して、生産力を維持・拡充しなければならないという現実の要請のあることも否定できない。したがって、その解決の糸口は、この償却基金の管理の改善等に問題があるのではないかということになっ

20) 王文彬, 「固定資産的折旧必須符合固定資産的实际磨損程度」『財政』1980年第6期。なお、同主旨の議論は、朱良杰(「対固定資産折旧率意見」『財政』1980年第1期)にもみられる。

てくる。なぜならば先にみたように、更新改造資金の余剰があるにもかかわらず、他方で更新改造資金が不足しているのも事実だからである。かくて次に節を改めて更新改造資金（減価償却基金）の管理制度をとりあげつつ、かかる問題が生じうる原因とでもいべきものを抽出しておきたい。

三

さてここでは、まず更新改造資金の管理制度の経緯について、黄・尹両氏にしたがって要約しよう。

黄・尹両氏によれば、建国以来更新改造資金管理制度は、集権から分権、分権から集権へ、そして再び集権から分権へという過程を経てきたという。第1次5カ年計画の時期は集権を主としていた。1953年、計画的な国家経済の発展の段階に入って、更新改造資金については、集中方式が採用されて、“四項費用”支給と主管部門の計画超過利潤留保の2つの基本的制度が出来上った。この“四項費用”は、一度に四項目が同時に定められたのではなく、1つずつ形成されてきた。最初は、技術組織措施費だけであったが、1953年12月になって、小額固定資産設置費〔零星固定資産購置費〕と新製品試作費〔新製品試制費〕が増え、1956年になって、もともと技術組織措施費という項目から支給されていた技術安全及び労働保護措施費が分離されて、安全技術労働保護措施費が独立して、“四項費用”が完成されていった²¹⁾。そしてまさにこの“四項費用”支給制度が1つずつ形成されていく過程は、同時に、古い企業が潜在力を掘りおこすには、改造する必要があること、そしてそのためには特別な資金ルートを設定して、保証を与える必要があることを、人々が次第に認識していった過程を反映している²²⁾、といえる。

主管部門計画超過利潤留保制度は、1954年に始められた。主管部門を単位として、計画超過利潤は、60%

を上納し、40%は主管部門に留保した。主管部門の留保部分は主として企業の固定資産更新改造に使用され、“四項費用”支出の不足を補った。この制度は、主管部門の更新改造資金の源泉の一部が、利潤の増大と結びついており、積極性を引き出すには有利であった²³⁾ という。

この四項費用支給制度と主管部門計画超過利潤留保制度は、更新改造資金の管理権限を主管部門に集中した。主管部門は、国家が調査決定した“四項費用”の支給の指標と計画超過利潤留保にもとづいて、企業から提出する各項目の措施計画の申請に関して、調査し、批准し、そして資金を支給するが、企業にはいかなる自主権もあたえられなかった。

しかしこのような更新改造の管理方式は、当時の経済条件と工業管理体制に適合していたという。というのは、第1次5カ年計画の時期には、基本建設を安配するため、156の重点項目を中心とする中・長期建設計画がたてられたが、これを保証するため、限りある資金は、基幹企業の新建設と拡張建設にのみ用いられ、従来からの原有企業は、全面的な更新改造を行うことはできず、最も必要とする更新と小規模の技術措施にとどまらざるをえなかった。まさに上記の2つの制度はかかる事態に応じた基金の管理制度であった。そしてこの時期の国家が更新改造に用いた資金は、企業利潤総額と減価償却基金の5、6%にすぎなかった²⁴⁾。

つぎの大躍進の時期は、分権が主であった。この時期、中央は経済管理体制に対して、重大な改革を行ない、多くの企業を地方の管理に下放した。それに相応して財務関係も下放されて、地方の经济管理の権限は拡大されたこと、同時に、更新改造資金の分配と管理の権限にも大きな改革がなされた。すなわち1958年より“四項費用”支給の制度と主管部門計画超過利潤留保の制度は停止され、企業と主管部門の全額利潤留保制度が実行された。企業が必要とする更新改造資金は、企業の留保した更新改造資金の中から支給されるとともに、固定資産の売却収入を企業に留保し、更新

21) 黄菊波・尹衛生、「更新改造資金管理制度の演变及其經驗教訓」『中国財政問題』天津、1981年、532～533頁。

22) 23) 黄菊波・尹衛生、前掲書、533頁。

24) 黄菊波・尹衛生、前掲書、533頁。

改造に用いた。利潤の留保比率は、第1次5カ年計画の時期の“四項費用”の支給額、企業の留保する奨励金及び主管部門の計画超過利潤留保額にもとづいて、国家、主管部門、企業の留保比率がきめられた。かくて更新改造資金の分配形式は、四項費用支給と主管部門計画超過利潤留保という2つの方式から、企業を主とする単一の利潤留保形式にかわった。管理の権限は主管部門への集中から、大部分は企業の自己配分分権形式に改められた。同時に小口の技術措施貸付方法を行ない、企業が留保している資金が更新改造に不足する場合、貸付を申請することができるようにした。

かくてこの改革によって、はじめて中国の国営企業の財務管理体制はソビエトの枠組みを突破して、中国の国情から出発して、自分の道を歩みはじめたといわれている²⁵⁾。そして利潤の留保制度を実行した結果、企業の財力及び財政は拡大し、1958年から1961年の間、企業の留保利潤の中、更新改造に使用された資金は、企業の利潤総額と償却額の合計の15%を占めた。しかし経済工作における左の思想の影響をうけて、基本建設規模を過大としたため、資金の一部は、計画外の基本建設に流用され、単純再生産すらが圧迫される事態を招いたといわれる²⁶⁾。

その後3年の調整時期には再び集権に戻った。1962年より調整、鞏固、充実、提高の八字方針が開始され、固定資産の投資分配の形式と管理権限を調整することは、八字方針を貫徹する重要内容であった。基本建設をおさえ、蓄積を下げ、基本建設の規模を国家の財力・物力が許容する範囲にとどめ、基本建設の調査批准の権限を中央に集中し、計画外の基本建設を厳禁するとともに、他方で単純再生産が圧迫されたという教訓を反省・総括して、更新改造資金の集中管理方式を復活し、利潤留保制度を停止し、第1次5カ年計画の時期の“四項費用”制度を復活した。さらに若干の資金ルートを作った。石炭、冶金鉱山、林業等の採掘、採伐企業について、生産高を基準とした単純再生産維持基金制度を行った。また汽関車、ボイラー、自

動車、ディーゼル機関車の四項目の設備更新専用基金を作った。これらの一連の調整を通して、拡大再生産の面での盲目性を克服し、これを計画の中にくみ入れた。この時期の企業の更新改造資金に関する権限は極めて小さく、資金の分配と管理の権限は、より中央に集中した。そして基本建設を縮小し、旧い企業の更新改造を重視し、単純再生産の圧迫をとりぞいた。1962年から1966年の時期は、財力の集中が行われ、更新改造の資金は、企業利潤の総額と償却基金合計の9.5%に下がった²⁷⁾。

文革の時期は再び分権が主となった。1967年より償却基金は企業、部門、地方に下放されて、更新改造資金となった。と同時に国家は、“四項費用”支給制度を廃止した。この改革で、償却基金は全部国家財政に上納するというやり方は改められて、企業、主管部門及び地方に、財力・財権が拡大された。別の“五小工業”の技術改造費用、軍工動員措施費、新生産物試作費等の資金ルートが設けられ、多様な技術措施貸付が行われ、この時期、更新改造に使用される資金は増加した。1967年から1976年まで、国家がこの面に使用した資金は企業利潤額の総額と償却基金の約24.7%を占め、1979年には約30%にもなったという²⁸⁾。この間償却基金の配分は、1975年に、“三・三・四”法（中央、地方、企業の分配比率）が一時実行された²⁹⁾。

このようにこの時期には、更新改造に例がない程、資金が利用されたにもかかわらず、問題があったという。すなわち総合的なバランスに欠け、国家の財力・物力を顧みずに基本建設の規模を過大にし、欠陥の多い計画をたて、大量の更新改造資金を基本建設に流用し、大躍進の時期に発生した拡大再生産の盲目性と単純再生産の圧迫が再び惹起されたからである。

以上、更新改造資金の管理制度の沿革を黄・尹両氏に依拠して紹介してきたのであるが、集権が強い時期

25)26) 黄菊波・尹衛生，前掲書，534頁。

27) 黄菊波・尹衛生，前掲書，532頁。

28) 黄菊波・尹衛生，前掲書，536頁。

29) 田椿生，「論固定資産折旧基金的經濟本質」『經濟管理』1979年第2号，50頁。

は、資金も当然に集中され、それが“四項費用”支給制度等を通じて、その率が比較的良かったとはいえ、集中された資金が更新改造のためにそれなりに配分されていた。しかるに分権の時期、端的に言って大躍進、文革の時期には企業自主権の範囲が広く、更新改造に使用される資金がより多かったとはいえ、総合的なバランスに欠け、国家の財力・物力の許容範囲を顧みずに過大な基本建設が行われ、かつ大量の更新改造資金が計画外の基本建設に流用され、単純再生産の維持すら圧迫されたという。このように、この時期とくに文革期については、多くの企業が償却基金を使用して、機械設備を更新し、機械化が促進され、自動化の水準が高められたにもかかわらず、多くの問題が指摘されている。それはいかなる事情からであろうか？ その点少し立ち入ってみると、1つは資金の偏在である。田椿生氏は次のようにのべている。「1967年の下放するという方法では、多額の資金が、大部分計画以外に使用され、無秩序に計画をゆがめ、物資の流れをくるわせ、戦線を長びかせた。たとえある単位の使用がよく管理され、効果が顕著であっても全体のバランスからは、大きな乱れであり、弊害は効果よりも大きい。

しかしこの方法はもう1つの欠陥があった。じつは多くの企業は更新改造基金の留保比率が極めて少く、生産のために急いで必要とする潜在力の開発という革新改造措施には、資金保証を受けることはできないとこぼしていたからである。また他方で、ある企業は更新改造資金の留保が多すぎて、使用されずに放置されたままであった。これは主に企業が一定の時期の更新改造資金の必要と、自分で提供できる資金量とがアンバランスであることにある。」³⁰⁾

かかるアンバランスを解決するため、財政補助と主管部門の調整に頼っていた。しかしかかる調整は理想的ではなく、企業の自主権を保証しつつ、なお調整可能なためには、建設銀行によって更新改造資金を管理

する方法を採用することが必要であるといえる³²⁾。まさしく1979年の建設銀行の再建、固定資金占用料の徴集、基本建設資金の供給制から貸付制への変更の試みは、償却基金の偏在を解消して、銀行を通じて社会的に配分するという、資本主義における資本信用と同じ機能を、社会主義経済体制の中で、実現せしめるという意義をもっているといえる。

だがさらにこのこと以外に、より根本的な矛盾を有していたのである。すなわち、「分権を主とする2つの時期は、更新改造資金の使用効果はよくなく、企業の更新改造の進展は比較的緩慢で、はなはだしい場合、固定資産の単純再生産さえ保証なく、元本を損傷した。かかる事態が発生したのは、“左”の思想による攪乱という根本的な原因以外に、体制上の原因があった。すなわち、第1次5カ年計画と3年の調整の時期においては、更新改造資金は、供給制を主としており、企業の自主権は極めて小さかった。しかし更新改造のかかる集中管理形式は、当時の高度に集中的な計画管理体制と物資管理体制と調和していて、事権と財権とが（すべて主として、主管部門に）統一しており、権限と責任とが結合していて、資金分配と物資の供給はバランスしており、固定資産の拡大再生産の計画性は強く、固定資産の単純再生産は確実に保証されていたが、このことが、国家経済各部門のために、計画的・比例的発展の条件を創造し、高速度の持続的な発展を実現した。しかし、分権のより強い時期、とりわけ文化大革命の時期において、事権と財権とが、かみあっていなかったことは、主として次のことに現れていた。すなわち企業に下放した時期には、企業財務収支と財政管理を、地方に下放したが、生産、供給、販売〔の権限〕は下放せず、依然として中央主管部門に集中していた。このように一方で事権（生産、供給、販売）は、中央主管部門に集中するが、財務収支は下部に下放すれば、中央主管部門は、権限はあるが、金がない。他方で企業には、金があっても、権限はなく、

30) 黄菊波・尹衛生、前掲書、536頁。

31) 田椿生、「論固定資産折旧基金的経済本質」『经济管理』1979年第2号、50頁。

32) 趙春新、「固定資産補償和更新的改造資金的使用問題」『中国財政問題』天津、1981年、523～524頁。

生産、供給、販売及びそれに相応した技術組織措施計画は主管部門によって確定される。このような事権と財権の分離こそが、老企業が潜在力を掘りおこして、改造する中で若干の混乱をもたらした。(中略)、1967年に償却基金の下放が開始されて以後、更新改造資金の金額はますます大きくなったが、相応した物資の供給ルートはなかった。基本建設の物資には保証があったが、更新改造のための物資には保証はなく、必要量の30%を満足させるにすぎず、企業は資金があってもなにも出来なかった。このような状況においては、實際上物資の供給が資金の分配の権限を奪ってしまうのであって、物資の供給が資金の分配の方向に動くのではなく、物資の供給が資金の使用方向を指揮した。物資供給上の、一に基本建設、二に生産、三に潜在力の開発という供給の順位は、基本建設が改造資金を大量に流用することを助長した³³⁾。

かくして分権を主とした時期は、財務管理体制にのみ改革が行われて、権限が下放されたものの、物資の生産・流通の管理の権限は下放されず、依然として主管部門に集中されていたところに、上記の困難の原因があったことを伺わせる。したがってこのことはここでいう「事権」と「財権」とが統一された体制をとるならば、比較的順調に、固定資産の更新改造が行われうことを示唆している。しかし、その場合、統一するかどうか、あるいは統一するにしても、その統一が分権を主とするのか、集権を主とするのか、いずれが望ましいかは、極めて慎重を要する体制上の問題であろう。なぜならば仮に「事権」と「財権」とを、共に、企業に下放し、権限をもたせる体制をとるならば、明らかに計画経済の否定というより、むしろ社会主義体制そのものの否定にもつながりかねないからである。まさに、固定資産管理の問題は、かかる意味において、単なる資金の管理領域を越えて、社会主義経済体制そのものの維持と深く結びついたものであるということになる。

33) 黄菊波・尹衛生、前掲書、541～542頁。

四

以上、南京化学工業会社の調査報告等から、現在の中国の工業企業の直面している状況の一端を知ることができたが、それは、陳腐化し、老旧化した生産性の低い設備を抱え込んで、修理費等の著しい増加とその負担に、頭をかかえこんでいるという老企業の姿でも表現できよう。かかる状況の中で、1つはいかに設備を更新改造すべきか、すなわち更新改造資金をどこから調達すべきかという観点から、その方策として、償却率の変更、更新改造資金の管理権限の下放などが文革前からも提起されてきているし、また現にされている。しかし他方で、最近の調査は現行の償却率は西側資本主義国と比べてさえ必ずしも低いものではないということ、さらにまた、更新改造資金の下放も、過去の試行において必ずしもよい結果をもたらさなかったという分析結果を示している。これらのことから我々が知りえたことは、かかる場合は減価償却基金の管理制度そのものの欠陥のみによってもたらされたというよりは、むしろ、生産・供給・販売に関する権限、「事権」と、資金の管理の権限、「財権」との分離に主として原因があったということである。解放後、しばしば断行されてきた権限の下放も、この「財権」のみの下放であって、依然として、「事権」は、中央集権されていたのである。したがって、固定資産管理の改善は、この「財権」と「事権」とを統一すべきなのかどうか、あるいは統一されるにしても、企業にその両者を下放すべきなのかどうか、という検討をぬきにしては考えることはできないであろう。なぜならば、「事権」を「財権」とともに企業に下放することは、社会主義経済体制の枠内で可能なのかどうか、ということがなによりもまず検討されなければならないからである。いずれにしろ固定資産管理の問題は、償却基金の管理制度そのものだけではなく、さらに、「事権」の内容、すなわち、社会主義経済体制の本質にかかわる具体的な問題としても、今後研究していかなければならないであろう。